

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年二月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年二月六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大塚信孝

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
県道 熊谷小川秩父線	比企郡小川町大字青山字耕地 七五五番一地先から 同郡同町大字腰越字南早道 二〇一番一地先まで	令和八年二月七日 午後三時	令和八年二月六日付け埼玉県東松山県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一三六七・八〇メートル。